

## 事前評価調書

I 事業概要																																							
事業名	道路事業（道路改良事業）																																						
地区名	一般国道 155 号（信濃橋）																																						
事業箇所	東海市養父町地内																																						
事業のあらまし	本事業は、2 級河川信濃川の河川改修事業に合わせ、昭和 8 年の架設から 80 年近く経過している国道 155 号の信濃橋の架け替えを行い、老朽化した橋梁の耐震性を確保することにより主要幹線道路のネットワーク強化を図るものである。																																						
事業目標	<b>【達成（主要）目標】</b> ②地震減災対策の推進（橋梁の耐震性向上）  <b>【副次目標】</b> なし																																						
事業費	事業費		内訳																																				
	4.8 億円		□工事費 3.9 億円、□用補費 0.7 億円、□その他 0.2 億円																																				
事業期間	採択予定年度	平成 25 年度	着工予定年度	平成 25 年度	完成予定年度	平成 29 年度																																	
事業内容	橋梁架け替え（N=1 橋）																																						
II 評価																																							
①事業の必要性	1) 必要性	本橋梁は昭和 8 年の架設から 80 年近く経過しており、老朽化が著しく、また 2 級河川の河川改修事業に合わせ、計画的に橋梁の架け替えを実施する必要がある。																																					
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。  <b>【理由】</b> 橋梁の老朽化状況及び河川改修事業の進捗から、早期に橋梁の架け替えを行う必要がある。																																				
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td>←→</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td>←→</td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="5">4.8億円</td> </tr> </tbody> </table>							H25	H26	H27	H28	H29	工種区分	調査・設計	←→					用地補償	←→	←→				工事			←→	←→	←→	事業費（億円）		4.8億円				
			H25	H26	H27	H28	H29																																
工種区分	調査・設計	←→																																					
	用地補償	←→	←→																																				
	工事			←→	←→	←→																																	
事業費（億円）		4.8億円																																					
2) 地元の合意形成	・近隣の住民に対して、事業説明を行い、地元の合意形成を図っている。																																						
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。  <b>【理由】</b> ・円滑な事業執行環境が整っており、計画の実効性が確保されている。																																					
III 対応方針																																							
事業実施が妥当である	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべて A 判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																						

#### IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後 5 年目） 対象外

【事業完了後 5 年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

・橋梁の架け替えによる走行性、安全性の向上状況